

総社市一般職の任期付職員の採用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 1 日

総社市長 片 岡 聡 一

総社市規則第 3 号

総社市一般職の任期付職員の採用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

総社市一般職の任期付職員の採用等に関する条例施行規則（令和 6 年総社市規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動条に対応する移動後条が存在しない場合には、当該移動条を削る。

改 正 後	改 正 前
（特定任期付職員の号給の決定） 第 4 条 略 （一般任期付職員の給料月額決定等の特例） 第 5 条 略 （その他） 第 6 条 略	（特定任期付職員の号給の決定） 第 4 条 略 <u>（特定任期付職員業績手当）</u> 第 5 条 <u>条例第 7 条第 4 項の特に顕著な業績を挙げたかどうかは、同条第 2 項又は第 3 項の規定により特定任期付職員の給料月額が決定された際に期待された業績に照らして判断するものとする。</u> 第 6 条 <u>特定任期付職員業績手当は、1 2 月 1 日（以下「基準日」という。）に在職する特定任期付職員のうち、特定任期付職員として採用された日から当該基準日までの間（特定任期付職員業績手当の支給を受けたことのある者にあつては、支給を受けた直近の当該手当に係る基準日の翌日から直近の基準日までの間）にその者の特定任期付職員としての業務に関し特に顕著な業績を挙げたと認められるものに対し、当該基準日の属する月の期末手当及び勤勉手当に関する規則（平成 1 7 年総社市規則第 3 5 号）第 1 6 条に規定する期末手当の支給日に支給することができるものとする。</u> （一般任期付職員の給料月額決定等の特例） 第 7 条 略 （その他） 第 8 条 略

改正後	改正前

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。